

第6回 町民文化センターE S C O事業調査特別委員会会議録

日 時 令和元年12月5日(木)

午前9時開会

場 所 役場4階大会議室

1. 出席者 委員長 田代実 副委員長 中野博
委員 古谷星工人 内田晃 平野由里子 井上栄一 南雲まさ子 齋藤永
寺嶋正 大舘秀孝
オブザーバー 議長 飯田一
欠席者 委員 唐澤一代
2. 説明者 執行側 町長 副町長 教育課長 施設管理係主査
3. 議 題 (1) 町民文化センターE S C O事業の事務に関する調査について
(2) その他

4. 審議の内容

委 員 長 おはようございます。議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。ただいまより町民文化センターE S C O事業第6回調査特別委員会を開催いたします。 (9時00分)

御報告いたします。唐澤委員から、所用のため本日の委員会、欠席の連絡を受けております。よって、本日の町民文化センターE S C O事業調査特別委員会の出席委員は、委員11名中10名の出席です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、議長はオブザーバーとして御出席していただいております。

報告いたします。杉山様ほか2名の方から傍聴希望がありましたので、許可いたしました。また、神奈川新聞社、議会事務局より写真撮影の申し出がありましたので、許可しておりますので、御承知おき願います。

傍聴につきましては、これまでと同様に、入り口の傍聴希望者名簿に記載していただき、入室を許可することということで御承知おき願います。

議長に、オブザーバーとして出席していただいておりますので、一言御挨拶をお願いします。

議長 皆さん、おはようございます。前回に引き続きですね、町長、副町長に出席
いただいて、肝心なところをよく聞いていくということなんですが、きょうも
それでは慎重審議をよろしく願いしまして、挨拶とさせていただきます。よ
ろしくをお願いします。

委員 長 ありがとうございます。それでは、審査に入る前に、本日の資料について
確認をさせていただきます。本日の議題は、前回の続き、町民文化センターE
SCO事業の1番、プロポーザル事業者選定と最優秀提案者、これについては
前回終了しています。その次の補助金の関係、それと承認第4号の専決処分と
いうことで、あと工事請負契約ですか。設計委託契約について行います。これ
については前回配付した資料で行います。あと参考資料ということで、1から
4まで配付しておりますので、これを使っていききたいと思います。傍聴人の方
で前回の資料お持ちでない方おいでですかね。

はい、わかりました。じゃあ1部。また後から見えられるといけないので、
資料2部ほど傍聴人用に書記のほうに準備していただいでください。

ということで、前回の資料を使わせていただきますので、御承知おき願いま
す。

それと、本日、前回で町長と副町長の説明員としての出席を終わろうとした
んですけれども、いろいろ意見が出た関係で、今回延長しております。昼まで
という時間の中で、ここで町長、副町長からの聞き取りは日程的に終了したい
というふうに考えております。ただ、少し時間が延びた場合なんですけれども、
皆さんにお諮りしたいんですけれども、12時過ぎてもあと少しで終わるとい
うことであれば、12時半ぐらいまで延長させていただきたいと。午後から総務常
任委員会、付託案件の審査あるんですけども、若干それを延ばしてもらうのは
どうですかね。無理ですか。

わかりました。では、12時までには終了とします。申しわけないですけど、5
分、10分ぐらいだけは御容赦願いたいと思います。このように進行させていた
だいで、よろしいでしょうか。

では、そういったことで、午後からの総務委員会に極力支障がないような形で進行させていただきたいと思います。

それでは、町長、副町長の入室をお願いいたします。

あと、本日の資料におきましては、前回回答いただけなかったプレゼンテーションの実施が決定した日ということで届いておりますので、御確認させていただきたいと思います。前回回答いただけなかった件を文書でいただいております。

(町長、副町長 入室)

それでは、町長、副町長、お忙しい中、ありがとうございます。基本的には本日半日で聞き取りの関係は終わりにしたいと、その予定で進めますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議題の(1)町民文化センターESCO事業について、②二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金について、このことについて質問のある方は挙手をお願いいたします。前にもお話ししたとおり、わかりやすく審議をするために、一問一答ということで、一つずつ区切って行いたいと思います。御協力のほどよろしくお願いいたします。

平野委員 前回、その前の11月12日でこちらのチームのほうでまとめてきた、そこからもう一度、続きでお聞きしたいと思います。こちらの表で言うと…。

委員長 一番下段ですね。

平野委員 そうですね、一番下段のところですね。審査委員会の中で、資料に、残った書類の中では、単価の客観性の妥当性について質問されている委員さんがいらして、その企業ですね、グループ企業の方のほうから仕入れ価格に関する説明があったというのが書類に残っているんですが、ほかのメーカーとの単純比較はできないというようなお答えも載っていました。それで、そのまま審査委員会が決定したというところなんですけど、附帯事項は市価と比較しながらとか、そういう言葉が載っておりまして、町長からもエナジー側にそれを申し入れているというのが書類で確認できているんですけども。その後いろいろな交渉の中で、事業費がどんどん削減されていたことも確認できたんですけども、その努力に関しては本当によかったと思うんですけど、その金額が客観的には妥

当なのかという、要するに最初に委員会での附帯事項、それから町長からのエネルギー側へのそういう申し入れに沿って、そういうのをチェックすることができたのかという、そこに関してちょっと書類は見つからなかったんですが、そういう客観的な金額がどうだったか、妥当なのか、そのチェックに関してどのようにされたのかを教えてくださいと思います。

副町長 すいません。今の質問の中で、チェックの機関なんですけど、審査委員会での質問になるという。チェックというのは、それからの、要するに協議をした…。質問、質疑だけで、はい、わかりました。

平野委員 審査委員会では、結局この金額が妥当かという質問があつて、エネルギー側のかな、そのお答えが、仕入れ価格とかの説明はあつても、ほかのメーカーとの比較に関してはできない。単純比較できないという答えが載っていたんですが、それでも委員会がその方たちを最優秀として決まっていますよね。その附帯事項の中に、それは確認できなかったから、今後の中で市価と比較して安くとか、そういうふうな附帯事項がついていて、町長からもその後、そういうことを企業側に申し入れをしているというのが、そこまでは確認できたんですが、実際にそれを確認できたか、客観的にそういうことをしたのか、誰がしたのかとか、そういうところを教えてください。

委員長 すいません。あと追加させていただきます。私ども前回書類調査を11月12日に行いました。そのときに副委員長から向こうが1班、私どもが2班、補助金申請の関係は私どもで見させていただきました。2班で見させていただきました。そのときに、平野委員のほうと、私もそのメンバーだったのでね、補足させていただきますと、初めプレゼンテーションで、2億6,000万という数字が上がったと思います。最終的に予算化されたのが1億5,000万少々ですね。その間にいろんな交渉をして、値段が下がっていったと思います。チラーという冷却装置だとか、あとは1個1個の単価の見直し、メーカーさんをお願いして、もう少し安くないかという、そういう努力は私ども書類で確認させていただいて、理解しています。（「そうじゃない」の声あり）ただ、そのときに、一つ一つの下がっている単価の適正化、そういったものに関して、ある程度のチェック。要するに相手と交渉した中で、下がったように見受けられるんだけど、

執行者側として一回下がるごとのチェック態勢、そういったものがどのようにされたかと、そういう質問で平野委員、よろしいですね。もし違っていたら、もう少しお話してください。

平野委員　チラーの件で言いますと、値下げの段階でチラーの数を減らすとか、そういうふうにして事業費をどんどん下げていったと。だから、それも努力なので、すごいそこはよかったと思うんですけども、物を減らすという、そこで減っただけで、それが客観的に、市価と比較してどうだとか、そういうふうなチェックの過程は、書類審査の中ではちょっと見つけられなかったということで、そういうふうな比較をしていたのかとか。誰がしたのかとか、そこがわかればと思います。

町長　その辺の確認は、私がさせていただきました。まず、おっしゃられるように、2億6,000から始まったことについてはですね、项目的に必要なものと必要じゃないものを分けさせていただき、また審査委員会のほうから金額については附帯事項に入っていたので、企業が決まったといひましようかね、プロポーザルで決まった業者さんに、当然値交渉していくわけですから、企業努力をどこまでできるのかという話をして、それを3回ぐらい結局やりましたかね。申請をするとか何をするのに。ずっとそれをやりながら、最終的に単価的にこれが妥当かどうかを判断したのは、1つはですね、前にもお話しをしましたけれども、申請の段階で客観的な数字を、全国の数字を見て、最終的に審査が通るといふふうなところがありましたし、通ったという結果もありますし、最終的にはその業者さんでいくという形になったときには、より現実的に近い、要は3者の見積もりを取ったりだとかというのは、設計をしながら最終的に金額を決めるということがあったので、それと全体の平米数だとかを考えたときに、私の感覚で言うと、御殿場の事業を床で割って、うちの単価で掛けたときに、ああ、ほぼ同じような金額で事業できているなというふうに想像ができたので、1個1個の単価について突き合わせたりとかはしてませんが、全体の工事として、ああ、これは妥当性があるなというふうに判断したので、そういった格好で判断しました。

委員　長　平野委員、よろしいですか、今の回答で。

平野委員　そうですね、最初の審査段階での妥当性というのは、御殿場の例から割り出したということで、それで大丈夫じゃないかと。その間、それからの値下げの段階での価格の妥当性は、町長みずからが判断されたということで、その町長の判断というのは、どういったあれなんでしょう、何かカタログがあると何か、そういうことなんですか。

町長　そうですね、チラーの数については、減らしたというのも当然ありますけれども、チラー自身の単価も、一般的に表に出てる単価とかを比較して、オープンに出ている単価からずっと少しずつ下がってきているなという企業努力の部分はよく見えました。ただ、最終的には、もうこれでいこうというふうなことを決めたのは、今回のプロポーザル方式という一つの流れは、これから相手をまず決めて、決めた相手と正式な設計に、詳細設計に入るわけですよね。これはもう前からお話ししてはいますが、詳細設計に入ったときに単価の妥当性をさらに厳密に決めていくというようなことが大前提であったので、大方この辺で進めていかなきゃいけないというような思いの中で、そこで一旦線を引いて皆さん方に御提示をさせていただいたということです。

平野委員　詳細設計に入った中でも、まだそういうふうに下げる努力をしていったと、そういうことで。

町長　これから詳細設計に入る…今、入っています。実施設計に入っていますので、当然ですけれども、これでいいなんて、さらさら、もともとと思っていませんので。今、設計中ですから、もっともっと金額を私は減らそうと思っております。

平野委員　チラーはチラーで、それで。これは結構大きな部品と言っていいのか、何かそういう素材だと思うんですけども。私は、チラーが減っていくとか、そういうところは確認できたものの、その他のいろいろな部品もあるんでしょうけれども、そういうものの積算からやっぱり出てくるわけなんですけど、そこはどうなんでしょう。細かいところも、そういうチェックをしていったんですかね。

町長　一つ一つの部品だとか、一つの項目、例えば労務費だとか、ああいったところを一つ一つ照らし合わせたりとかするような作業はできてません。一つ一つは。なので、まずはパートナーとしてプロポーザルというやり方になって、そ

の業者さんが誠実に、まともな金額で、きちっと形でやれるかどうかというのを審査していただいた会社だというふうにお見受けしながら申請をし、まだ申請の段階で、こんな会社じゃまずいでしょうよというような回答も返ってこず、順調にきていたので、これから予算を決めて業者も決まった段階から正式設計に入りますから、その段階で、金額を下げていくものは下げていく、さらに詳細設計に見えてないところも出てきますしね。そういったことをやるために、結果的に手法としてプロポーザルを選んだということになりますので、今のよう結果になっていると。

委員長 メモの時間がありますので、ちょっとお待ちください。今、4番が発言権ありますので。

平野委員、これで質問はよろしいですか。

平野委員 はい、私はいいです。ほかのこの班の方。

委員長 ただいまの件に関しまして、ほかに質問ある方。

井上委員 今、補助金の関係でですね、順次補助対象金額のほうを下げていったというふうな町長の説明がありましたけれども、例えば指定管理、昨日もですね、そういった部分で、指定管理の募集に入る前に、もう予算の裏づけをとっておくというのは御存じだと思うんですけども、今回のですね、プロポーザルの事業をする時点では、そういう予算の裏づけがなく、3月から4月にかけてですね、かなりの時間の間、予算の裏づけがない、そういう交渉をしたということに対して、議会に対する議案を出さない。そういったこと理由をですね、説明願いたいと思いますけれども。それがなくて、本来ですね、プロポーザルのホームページに載せる自体、そこで指定管理者の募集を始めるのと同じ契約行為であり、かつ今回の場合にはかなり財政的な金額も大きいという中でですね、それをずっとですね、補正予算という議案を出さないことに対するお考えをお聞きをしたいと思います。

町長 大きく分けて2つあったと思います。まず、後で言われたほうの話しますね。ホームページに載せたにもかかわらず議会に対する説明がなかったという話がありましたけれども…。

井上委員 説明じゃないです。説明じゃなく、何でそれは指定管理の募集をする上では、

必ず債務負担行為という町が…。

町 長 2つあるので、1個ずついいですか。

委 員 長 そうですね、ちょっとお待ちください。これから質問する方は、1点1点と
いうことで。

井 上 委 員 今の1点ですよ。

委 員 長 1点ですか。

井 上 委 員 なぜ議会に議案を出さなかったのかと、そこだけです。

町 長 いつもですね、予算組みをするときには、必ず見積もりとかをとりながら、
ずっと積み重ねていきます。今回は、今言われている予算になる裏づけ、要は
調査をしました。調査をして、大体調査費用をちゃんと立てて、調査費を立て
るときも当然調査費を予算化するわけです。それでやっていくという一つの手
順が、一つずつあるんでしょうけれども、今回はその手順じゃなくて、まずは
予算がどのくらいかかるかということも含めたプロポーザルをやりますという
ことで、3月の6日の日にホームページに上げますよということを議会の方々
に説明をしたということもありますので、今になってですね、ホームページの
内容というのをどういうふうに見られたかを抜きにしても、議案を出さない理
由としては、予算がわからないからそこも含めたプロポーザルを出しているわ
けですから、議案として出す準備ができてない。いつもだったら、見積もりを
取って、見積もりして予算が決まったからこういうふうにやり出すと出します
けれども、今回は予算を含めて我々がどのくらいかかるのかなということで、
企業提案したということですから、出したくても出せない。

委 員 長 よろしいですか。

井 上 委 員 通常ですね、そういう場合には、もう事前にですね、設計委託をするという
のがですね、行政の手続だと思います。それをですね、できないので、もう施
工業者とそういう打ち合わせをするというのは、プロポーザルという手法をと
ったということの説明かもしれませんが、でもその裏づけにはですね、
そこでいろんな設計を業者にさせたという先ほど説明がありましたけれども、
それについては、いい契約行為にかかわる部分であり、業者に負担を強いる部
分であるわけですね。町はそこでやはり予算の裏づけがなく、そういう執行

行為を、契約に類する行為をですね、進めるべきではないというふうに考えますが、それをですね、例えば担当レベルでですね、やっていたということであれば、さまざまな手法の中で町にとってですね、効率のいい行政を運営するためというのはわかりますけれども、その辺をもう町長がみずからやっているのであればね、当然そのいつかの時点でですね、議会に対して議案を提出するということが必要ではないのかというふうに思いますが、いかがですか。

町

長 何をおっしゃりたいのか、ちょっとよく、ぴんどこないんですけども。まず一つ確認をしましょうね。通常やり方という話は、それは井上議員の物差しの中なかでもわかりません。今、我々がやっているのは、プロポーザルというやり方でやっている以上は、それを今になって知らなかったと言われても困るわけですよ。それがまず一つです。通常やり方、通常やり方というのは、通常やり方じゃないやり方を今回、私の裁量権の中でやったということですから、そこは井上さんと私との考え方の違いがあるのかもわかりませんが、我々がやっているやり方がおかしいことはまず一つも何もありません。

もう一つは、業者との打ち合わせという話をされました。業者との打ち合わせというのは、我々が、私が実際的に業者と細かい打ち合わせをしたのは、プロポーザルの業者が決まってからです。その前に、3年前にですね、やって、ずっとこのまま補助金の申請を、もったいない、半分もらえるということ、そのままずっといろいろ担当課の仕事の量とか、いろいろありながら、そのままにきていたという事実があって、もうそろそろこれ切れるんじゃないかということで、ランドブレインに相談をしてみろということで、補助金がまだまだ使えるのか使えないのかということで、私のほうから指示をして、ランドブレインさんに来てもらって、こういった提案がありますよという話は聞きました。そこから先はですね、じゃあESCO事業でやろうというのは、私がうちの職員に指示をして、うちの職員がほかのいろいろやったという経験の資料をいただきながら、それはインターネットで調べたりですよ、そういうふうになりながら、小野君自身が昼夜問わずという表現もおかしいですけども、本当に自分の努力の中で、ああじゃない、こうじゃないといいながら、募集要項をつくって募集をかけたということになりますので、事前に業者と話をしたとい

うのは、国際エナジーと話をしたような話をされていますけれども、私が話したのは、ランドブレインさんにはそういった格好で調査をしてもらったということの中で、やりとりを、そういった格好でさせてもらったというのはありません。

ですから、なんか事前に業者とコンタクトをしながら何とかみたいなイメージで言われてもですね、何言っちゃってるの、という感じですけど。

井 上 委 員 員 いや、先ほどですね、補助金の調整をするときにですね、順次、2億6,000万から下げていったと。それがランドブレインとやったということですか。その話をしているわけですね。ただ、それは、そういう話をですね、しているときには、まだ予算の裏づけがない段階ですよ。それをですね、なぜ議会に対してですね、やらなかったのか。そこを聞きたいということです。

町 長 報告をするタイミング、確におっしゃられるように、3月に皆さん方にお示しして、結果的に7月の内示が出るまで、皆さん方に正式な格好で御報告できなかったということについては、もう真摯に謝罪をしなければいけないというのは、前回もお話をしたことでもあります。ただ、最終的には8月の23日の議会に追加議案という格好の中で、その手前の全協で話をさせてもらうような機会になってはしまいましたけれども、その間、前回8月の中旬に最終的に決めたということの中から、それまでの間は本当にいろいろな葛藤があって、予算的にもさまざまなプラスアルファのこともありまして、財政推計のことがあったので、なかなか自分の気持ちの中から皆さん方にこの費用について改めてお願いするのもきつかったので、何となく出ていくお金の財政措置がほかで今までやっている事業の捻出の中からできるというふうに思ったので、最終的にはその事態に、議会に対しては8月の何日になりましたけれども、それなりの手順を踏んで説明をしてきたつもりで、私の中ではそういうふうに思っているところでもあります。

井 上 委 員 員 だから、もうそれだけの補助金のほうの対象事業費の調整をかかっていること自体、もうそれはですね、相手方に何らかの負担を、事業者に対してですね、負担を強いるということであり、当然それは予算の裏づけというのを行わないできていたわけですね。申しわけないというのは、それは気持ちとしては理解

できますけれども、理由としてですね、なぜもう4月、5月、6月という時点を逸してですね、議案を出さなかったのか。その理由の説明ですね。町長の気持ちは今の回答でわかりましたけれども、その理由の説明をお願いをできればと思います。

町長 議案ということのキーワードで話をしますと、議案として出せるほど予算のある意味裏づけと、予算の金額が骨格が決まっていなかったということがあるので、議案としてはお出しするタイミングではなかったもので、議案としては出しませんでした。あと、時間が、私が先ほどお話をした8月の下旬まで答えを出せなかったというようなことと、ある意味、業者に対する負担ということの中で、議案で出さなかったという今、話がありましたけれども、募集要項の中の話は何度も皆さん方にさせてもらっていると思いますけれども、私の中ではこの要項の一番最後のあたりの募集の趣旨というところの最後あたりに、「また」から入るところなんですけれども、ここに書かれているように、本町の都合により議会へ上程への見送り、要は私の判断ではちょっと難しかったよということで、上程もしませんということ、及び活用を予定してきておったけれども、カーボンマネジメントの採択がされなかった場合など、本件は提案を募集したことにとどまって、事業化されないこととなった場合は、全ては業者さんの負担になりますというようなことを書かせてもらったの、この進めてきたわけなんです。絶対やりますということではなくて。ですから、業者は常に私も交渉しながらも、ひょっとしたら、ひょっとしたらということは、ちゃんと保険かけて言ってきてありますので、業者もそれをわかった上でここまで…ここまでというか、募集をかけながら最終的にきてますから、そういった面では業者さんにはその辺を悪いという表現もあれですけど、対等な立場で業者さんの負担がありますけれども、最終的には負担を我々はお金を払うということは全くなかったもので、そういった格好の中で議案として上げる必要性もまだまだそこには、十分にはなかったということで、上げなかったということになります。

委員長 よろしいですか。

齋藤委員 関連でいいですか。今、町長のお答えの中に、まず最初に、ランドブレインに来てもらって、調査していただいたというお答えが出たと思うんですけど

も。ランドブレインさんは調査をするくらいなんで、この事業には何にも絡んできてないんですけど、その辺はどうして、普通は調査したり何だりしたら、ビジネスとしてできるんだったら、普通の感覚だとビジネスをやりたいからどうですかという仕掛けはしてくると思うんですけど、その辺がランドブレインさん入ってきてないというのは、どういうことなのかなという。

町 長 あくまで想像です。ランドブレインさんは、私のイメージからするとコンサル会社というイメージしかなくて、工事とか、ああいったことをする会社だという認識は私はなかったんですね。だから、ランドブレインさんが手を挙げてこなかったことに不思議に何も思わなかっただけです。だから、ランドブレインさんがどういうふうなお考えなのかはわかりませんが。

齋 藤 委 員 初めにランドブレインさんに来ていただいたというふうに、ランドブレインさんを選ばれたんですね。その理由は、やっぱりどこかにそういう関係ができるのかなとかという、その思いがあって行われたのか。一応何か、何でも先に相談する会社だったのか。そういう何かがあったから御相談されたと思うんですけど、その辺はどのようなんですかね。

町 長 平成27年だったか、これ28年だったか、27年だったと思いますけれども、カーボンマネジメントというようなことで、施設の老朽化に伴って、老朽した施設の機械が古いから、そこからCO₂をどんどん出している機械を変えたりしたりすると、どうだろうということの調査を、まずランドブレインさんからの御提案で、10分の10、松田町の補助金なくして調査ができますというような提案がありました。ちょうど私も就任して間もなかったですけども、CO₂削減だとか再生可能エネルギーだとかに興味があったので、じゃあただで、無償でやっていただけるんだったら、やっていただきたいということで、私がちょっと懸念していた文化センターと保健センターと、寄中学校だったですかね、その3つ。3つしかちょっと調査できないと言われていたので、3つやっていただきました。一番の本丸は文化センターなんです。本丸は文化センター。とにかく文化センターをどうすればいいかということがあったので、ランドブレインさんにそういった提案があったのでやっていただきました。やっていただいたので、ずっと毎年毎年、担当課にはそのときそのときの課長さん、係長さん、

どうするの、どうするのと、予算組みのときにいつも言っていたんですけど、間に合いません、できませんという形になったけど、いいかげんにこれ、3年とこれは聞いたなと思ったので、そろそろということで、今回、もう一回補助金が取れるという話を前に聞いていたものですから、今回、たしか12月ごろだったですかね、去年の。12月ぐらいにもう一回確認してみろということで、確認させていただいて、来てもらって、そんなときにこういうのが、まあ多分、カーボンマネジメントの松田町のエントリー的には次は最後ですよと、エントリーできるとすれば。なので、やるんだったらこういう手法の中からできるんじゃないですかというアドバイスももらったということになります。

ですから、今回初めてランドブレインさんがE S C O事業をやるためにランドブレインを呼んでいるんじゃないかと、3年前の積み重ねの中でランドブレインに意見を聞いたということになりますので、そういう時系列です。

齋藤委員 ランドブレインの件はよくわかりました。この事業がやりますよといったときに、行政側は近隣の施設、民家に危険が及ぶというお話がかなり何回か出ていたと思うんですけど、住民の生命と財産を守る仕組み…ことをするためにやるんだということでお話もされていたと思いますけど、そんな危険だったら、補助金なんかを待たずに、ここを早く何とかしないと、この周りが危険だからというふうに、町長の判断で執行されてもいいのかなと思うんですけど、それを…その辺の話はちょっと最近消えてしまっている。ふだんから今、危険だからやらなきゃと言っていた割には、その辺をやらなかった。今それをやらなきゃといって、執行されましたよね。予算化の部分ですけど。その辺はどうしてそうなっているのかなと。

町長 まさかという話ですけども、それだけメンテナンスしてなかったかということに対して、私も正直知らなかった。私はどっちかというと、空調の件ばかり頭の中にあっただけですね。電気設備がそれだけメンテナンスしてなくて、よくここまでもったなと。それで、この電源、要は本当は空調の関係だけプラスのをやろうとしていたんですけど、電気の件も、調査の結果わかったんですね。ウォークスルーだとか、普通の一般的に。それで提案をもらったんです。だから、もうこれを吹っ飛ばすぐらいだったら、今のうちこの補助金をうまくもぎ

とって改修工事をやったほうが、補助金も出ますしという提案をもらって、プロポーザルの中の提案ですよ。そこで私…私自身はそこで気づいた。担当課は、そこまでは考えてなかったみたいですけど、去年の予算組みか何かのときに、分電盤か何かを変えないと、周りの人に、分電盤がショートしちゃった場合には、周りも影響あるなんていう話があったので、そこはそういうふうな観点の中で分電盤を直した。分電盤だったと思いますけど。それは直しました。幾らかかかりました、それは。なので、大きなキュービクルですか、あれ自身の分までが、記録がありませんので、聞いたのは、こんなタイミングだったので、今回の事業の中に盛り込んで、一緒にやらせてもらおうということにした。なるべくならば、半分もらえるんだったら、もらったほうがいいしということもありました。

委員長 よろしいですか。10番、それで質問はよろしいですか。ほかに。

2番の補助金関係、ほかによろしいですか。

平野委員 先ほどの続きというよりは、今もう一回そちらからの質問もちょっと返ってきたところで、確認をちょっとさせていただきたいのは、私もちょっと混乱しているんですけども、私もカーボンマネジメントを以前やったときの報告、覚えていて、これをやると、いずれ補助金がついて、そういう改修をやる可能性が出るという、その説明もちょっと覚えているんですけども、それが…それはランドブレインだったのかな。今回の事業のスタートの前に当たり、ランドブレインに先ほど齋藤さんがお聞きしたように、ランドブレインに相談をしたという、そこは相談だけで、別に調査とか、そういうことではないですよ。だから、別にそこで調査費が発生するとか、そういうビジネス的な何かがあったわけではないですね。（「すみません、ここでやりとりでいいですか。」の声あり）

委員長 私を通して、一問一答方式で行います。

町長 カーボンマネジメントのときに、機械を見てもらったり、配管だとかいろんなものを細かく調査をしてもらっていたので、中をある程度見ていらっしゃるんですね。なので、その会社さんに聞くのが一番手っ取り早いし、お金もある意味かからない。そこでわざわざ調査費をかけて調査を改めてする必要性がな

いので、そういった格好で相談をかけていった。

平野委員 そのランドブレインが、例のカーボンマネジメントをやった後の、3年ですか、そのリミットがあって、今ならまだ間に合うよということを提案というか、アドバイスした中で、E S C Oという方式が提案されたというふうな形で了解していいんですか。

町長 E S C O事業に関しては、向こうからの提案でなくて、私のほうから過去にE S C O事業をやった、防犯灯のときですね、やった経験というか、そのときはちょっと皆さん方いらっしゃらなかったかもしれませんが、行政的な負担が減るというようなことがあったので、E S C O事業でこれはいこうと。あとは環境省とかの書類を見ていたら、結局こういった事業についてはE S C O事業が望ましいという書類があったので、そういった事業を選ばせてもらっと。

平野委員 防犯灯のときのE S C O事業も、たしか全協か何かで説明があったのを覚えているんですけども、何かそういう、こちらの負担が少なく、あのときは防犯灯をあれにかえたんですよね。LEDにね。そういうふうにするんだなという、そういうところで理解していて、そのE S C O、同じE S C Oなんだけど、すごく今回大きな規模で、だけれども自分たちの負担は少なく、CO₂を下げていくような、そういうものができるんだよという、そこというのは、もともとじゃあ知っていられた。その防犯灯のE S C Oをやったころから、そういうもっと大きなE S C Oもあるというのも知識として知っていられたということですかね。

町長 E S C O事業って、大小関係なく、事業でこういった官民連携のP F Iみたいなもののエネルギー、環境系の事業だというふうに、私はざっくり理解していたので。大きい小さい関係なく、E S C O事業ということで、とにかく町の負担がとにかく少なくて済んで、効率よくできるということが、イコールE S C Oだというふうに思い込んで、こういった事業を選ばせてもらった。以上です。

平野委員 そうすると、ランドブレインがE S C Oと言い出したのではなく、まだ補助金は間に合うよという感じの、そこまでがランドブレインのアドバイスで、じゃあE S C Oにしようというのは町長初め町側から決めていったという、そう

いう理解で大丈夫ですか。

町長 はい。

平野委員 わかりました。あと、ごめんなさい、続けて申しわけないんですが、今、その前だったかな、井上議員からのやりとりの中で、町長のほうから、事業者にはこちらの都合で、途中で見送ることもあるよと。その場合も事業者側の負担になるよという、そういう注意事項…注意事項というか、それは常にあったという話でしたけれども、やっぱりそういう中で、先ほどちょっと申しわけないという言葉もたらっと出たんですが、申しわけなさが今回、よし、やってしまおうという最後の決断にすごく影響したというか、そこはどうなんでしょうか。

町長 どういうふうにお話ししたらいいか。いろいろ考えてもしょうがないので、思ったことをそのままお話しします。最終的に9月30日に専決をするということになったわけなんですけれども、その手前の、本当にぎりぎりまで、私は議会の皆さん方の御意見を尊重しながらやるべきだなというふうな思いはありました、当然。ですので、9月の24日、5時ということをタイムリミットにしておったんですけども、答えはなかなか出し切れなかったんで、5時15分ぐらいだったかな、5時過ぎておったんですけど、そこで、そのころに副町長ほか担当職員がいる中で、町長室で私は、これは私の責任だろうと、けじめをつけるのは下の職員に、すいませんでした、今回の事業はやりませんということをお知らせするわけにはいかなかったんで、私自身が、電話をしたのはつなげてもらいましたけれども、つなげてもらって、私自身の言葉で、今回の事業は見送らせていただきますということをお伝えをしたということがあります。その後ですね、ずっともうそういう方向性でいくんだろうなと覚悟はしておったんですけども、ふと自分の中で、何のために町長をやっているのかなと考えたときに、町民のほうの、議会側を見るのではなくて、町民のほうを見ながらやらなければいけないんじゃないかなと私の中で思ったところがあって、これは私自身の責任、判断の責任においてという言葉の中に、これは腹をくくって町民のためになるのであれば、私の判断ですよ。やらなければいけないと思って、30日に結果的に専決をさせていただいたということになります。

その上で、今の現状のこういった状況になるのも、ある程度は想像をしてお

ったところもあります。実際、議事録にあるかもわかりませんが、17日
でしたかね。私は口頭で、耳に、ただ聞いただけですけど、専決処分をしたら
100条委員会にかけるぞという話があったという話も聞きました。だから、総
合的に最終的に専決をしたわけなんですけど。非常に、だから今でも町民に対
しては申しわけないというか、そういった今の何ていうんですか、不安にさせ
ているということであるのであれば、ここに議会の皆様方は町民の代表だとい
うことであるのであれば、皆さんを通して、町民の方々に申しわけないとい
う話をしているということで御理解いただければと思います。以上です。

平野委員 今、専決をしたときの直前のお気持ち、聞かせていただきまして、いろいろ
と私も理解…理解というか、本当に言葉で理解と私が言っても、追いつかない
ぐらいの決断をされたと私は思っているんですが。今、私が申しわけないとい
う言葉を使ったのは、事業者に対して申しわけないという気持ちは、そういう
プッシュするような要素の中にあるのかという、そこなんです。

町長 業者に対して申しわけない。

平野委員 はい。ここまで引っ張っちゃってというのかな。

町長 それはビジネスの話だとすれば、業者も前にもお話をしましたように、ここ
に提案の募集のところに書いてあるように、これは向こうもわかっていて募集
をかけているので、どこのタイミングでだめだということになった場合には、
それは向こうも腹をくくっている話だと思います。ですから業者さんに対して
申しわけないというふうに言うと、これまでセッションをずっとしながら、経
費を向こうにかけてもらっているわけですよね。かけてもらって、我々も熱心
にお互いやったけど、これはもう議会の皆さん方の都合と我々の都合がうまく
合わずに議会での決裁がもらえないということを24日に判断したので、その点
では申しわけないということでは申し上げました。

平野委員 そうすると、最終的な専決の決断のところでは、業者に申しわけないからと
いう、そこではなくて、やはり先ほどおっしゃった町民のほうを向いているん
だというところの気持ちからやられたというところで理解してよろしいですか。

委員 長 4番、質問はよろしいですか。（「はい」の声あり）では、それでは4番の質
問は打ち切らせていただきます。

ほかに補助金関係で。

大 舘 委 員 長 補助金関係だけじゃなく…補助金関係だけの質問。

委 員 長 内容によってなんですけど、次にね、専決の第4号の専決処分の承認が議題としてあります。それで、最後に工事請負契約と設計委託契約、こういった中で、ちょっと混ざってますけれども、そういう順番でやる中で、委員さんが一番当てはまるところで発言していただきたいんですけど。

大 舘 委 員 長 はい、わかりました。じゃあ、いいです。

委 員 長 次ということによろしいですか。補助金については、この辺で打ち切ってよろしいでしょうか。

あと、皆様に申し上げます。この資料のA3の資料の一番最後、その他ということで、議会への報告が遅くなった理由、これについては今の補助金の中である程度やりとりしましたので、これについてはこれで、今の議論でよろしいですね。これで足りないようでしたら、もうちょっと一緒にこの件出たので、やってもいいかなという感じなんですけども。町長のほうから、それなりに説明はされたような感じしたんですけど。

平 野 委 員 長 ちょっとそこも私も聞きたいですが。その報告のことでは。報告がおくれたことでは。いいですか。

委 員 長 では、お願いします。

平 野 委 員 長 報告がおくれたことは、前回の説明でもすごくその気持ちもすごくわかって、何というか、最終的な決断を御自分一人でとられたという、そこも気持ちはその責任感の強さとかわかって、それも一理あるというふうに思ったんですが。やはり私もそこはちょっと井上議員と似たような気持ちがあり、やはりどこかの時点でもう少し早く議会にというところが、どうしてもそこはお願いしたかったなというのがあるんですが。というのは、やはり本当に町長の決断はとても重いものだと思うし、執行権もね、本当に町側にあるわけなんですけど、やっぱり例えば今回の場合、本当に私たち議会に正式に言われたのと、議案として出され、そこで一応町民が知ることになるわけなんですけど、その間に余りにも本当に時間がないということになると、例えば本当に町民がそれに気がつき、じゃあこれは自分の気持ちをどこへ持っていけばいいのかなといったと

きに、普通だったら議会にというふうには、身近な議員さんにというふうになると思うんですが、そこの時間が余りにもない。普通の町民には、いきなり町長にこうだというふうに言うような手段って、なかなかないので、そこの部分としてやはり町民の声を中継できる場として、やっぱり議会にもう少し早くというのは、どうしてそれがなかったかなって。先ほど議案にするにはまだ不確定なことがたくさんあったからというふうにおっしゃったので、その議案という形になる、そこはわかるんですね。ちゃんと確定したことじゃないと議案に出せない、そこはわかるんですが、その前の段階に、先ほど業者にもね、撤退もあり得るよという形で交渉を進めていたのと同じように、議会にも撤退もあり得るよという形でも、何か話をしていくというふうな、そこは考えなかったですか。

委員長 議案の提案前に、もう少し詳細の説明を早くできなかった理由ということでよろしいですか。なるべく端的にお願いします。

町長 途中経過だけでも、お話をするというふうになんかそのときは、なかなか思えなかった、というのが、やはり財政推計のあれだけいろんな提案をいただきながら組ませていただいて、ここにこういう条文を載せたというのは、いつやめてもいい条文を載せたというのは、常にその頭の中にやっぱりあるわけですよ、自分の中では。要は余計なお金がまた出ていってしまって、町民の負担が大きくなるんじゃないかというような意見が間違いなく出てくるだろうなというふうに思ってたので、やはりこれはきちっとした格好で説明するに当たっては、何にも考えなくて、どんぶり勘定で出せばいいですよ、それは。困ってるんだからこれは出せます。それではいけないということがあったので、もうその時点というか、私の中ではずっと裏づけになるお金をどこから捻出していこう、どこから捻出していこうと、経営的な格好でずっと思っていました。ただ、そのタイミング的に、6月の議会で、別の問題として、プロポーザルでこういう業者さんが決まったので、こうだったというところの説明ができてなかったのは、後になって、あれ、やらなかったっけというぐらいに、ちょっと私も失念していたところが正直あるので、そこは本当に反省はしています。そういった面で、もう言ってくれということでお話を今、いただいているぐらいの

ことがあれば。ということがあります。それで、6月の議会が終わりました。今は毎月のように全員協議会を開いていただいています。それで、7月に全員協議会をいただいたときには、内示がいただいたので、そこでようやく、ある程度の裏づけが内示が取れましたという話はさせていただいたということになります。

そこからですよ。そこから、いつもなら8月にもう一回全協があって、そこで御説明させてもらって、9月の議会にという流れなんだけど、そこがその間、約1カ月半ぐらい、ぼんと中があいちゃった。その部分が、議会としての皆さん方にお示しをする、例えば全協開いてもらって、こういうことだからという話をさせていただくというふうなことを、話をすればよかったんですけど、いつも言われるように、選挙の前だしとかということであれば、なかなかそういったこともちょっと言い切れなくて、最終的には8月の23日に議会に提出するということについては、そのタイミングになってしまったということになっていますので、本当にもっと説明、もっと説明をということであれば、今、前回から話がありますように、今後のこと、ちょっと今こういうことを考えているよというのは、今もこうやって全協で出させてもらっているように、そういった点では今、改善しているところですので、今後も今やっているようなことは、頭の片隅にあり始めたときには、お出しするようには、なるべくするようにします。

委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

大館委員 いろいろ町長の説明を聞いて、内容はわかりました。行政に対する責任というのは、町長一人だけじゃないわけですよ。議会も含めて責任を負わなければいけない立場で、一言お聞かせ願いたいんですけども。町長はいつも執行と議決は、議会はいつも車の両輪のごとく、協働のまちづくりをするんだというように言われています。それでですね、やっぱりこの事業をやるに対して、流れはいろいろ理由とかもよくわかりましたけれども、やっぱり議会と執行者と絶えずキャッチボールしていれば、こういう問題は出てこなかったと思う。その辺で、町長の思いというか、自分一人で責任を背負おうというような、それは見えてますけれども、そうじゃないと思うんですよ。先ほども言っ

たように、議会と執行者とは共同責任ですから、その辺でもう少し、何とい
かな、議会側にも投げかけてもらうということは、絶対に必要だったのかな。
それで本当の意味の協働のまちづくりをするべきではなかったのかなというふ
うに感じますけれども、その辺はどうなのでしょう。

町長 今、大館議員がおっしゃられるのは、重々承知もして、私なりに途中があい
ちゃったということについては、自分の中でそういうふうにちょっと整理して、
話すべきことと、そうじゃないことと、表、裏、あえて裏の話はしませんけど。
そういった手続の中でやってきたことで、私の、私なりにやってきたところも
あります。

それで、今おっしゃられるように、共同の責任というようなところについて
は、非常にありがたいと思っていますし、情報提供、情報共有というのは、自
治基本条例のやっぱりこう根っこにあるものですので、ある程度、こうつい
いこうまとまって、きちっと皆さん方に御理解いただける準備がして話をしな
きゃいけないという部分が余計に、今回の案件については強かったわけですか
ら、なかなかまとまるまでに時間がかかって、そうした手続になったというこ
とについては、皆さん方からの御意見を真摯に受けとめてですね、先ほど平野
議員からお話がしましたが、頭の片隅にあったときに、まだその程度かと思
われるような内容も早め早めに出してですね、今後もやっていきますので、こ
のたびはそういった面では、ちょっと大変失礼したな、というふうには感じて
おります。

大 館 委 員 町長の思いはわからなくはないわけですがけれども、やっぱり基本的に協働の
まちづくりということであれば、自分一人で背負う必要はないわけじゃないで
すか。くどいようですがけれども、やっぱり行政の責任は執行者と議会が当然取
るべきだという、そういう意味で我々もこういう調査までしているわけですか
ら、その辺でもう少し、お互いが情報交換なりも含めてね、一人で背負うこと
ないと思うんだよ。町長そのものがね。それでお互いに責任を取り合うことが
協働のまちづくりの基本的な考え方じゃないのかなというふうに思います。町
長の言っていること、わからなくはないけども、それで…今の状態のまま
だと、我々議会として、じゃあともに責任を取りましょうよと、なかなか意思

決定ができないという部分で皆さんがいろいろな質問をしてると思うんでね。その辺、これからの町政運営についてもですね、もう少し協働のまちづくりを基本とした考え方で執行してもらえればなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

町長 ありがとうございます。何か経営者のような感覚でいるときには、何となく大館議員はわかってくれると思いますけれども、なかなか相談相手がいない。そういった格好で、悩みがちなところもありますけれども、今の温かいお言葉をいただきましてですね、そういう思いはずっとあるんですけれどもね、今回はうまく皆さん方にお伝えしきれなかったところもあります。一つですね、例を挙げると、専決処分をしたことに対して、私は業者まで専決していません。あくまでも予算を専決しただけです。ですので、その分は余地はしっかりと議会の方々に最終的に判断をしてもらう。ただ、新しい議員の皆さん方には大変申しわけなかったなというのは感じておりますけれども、そういった余地を残して議会の皆さん方に最後は決めてもらおうといったところで、入りをさせていただいているところでもありますので、9月の30日に、もう既にそういった分では予算を専決したことに対しては皆さん方の思いはあるかもわかりませんが、自分なりにその分の余力を、皆さん方に対しての思いがあったので、そういった格好でやらせていただいたというところは御理解…御理解というかですね、御承知いただければと思います。

委員 長 よろしいですか。(「いいです」の声あり)

それでは、暫時休憩といたします。10時20分から再開いたします。町長、副町長は退室願いたいと思います。10時20分にまたお越しください。

(10時06分)

委員 長 それでは、休憩を解いて再開いたします。(10時20分)

委員の皆様をお願いいたします。一問一答なんですけれども、質問が少し長過ぎます。もう少し要点を絞って端的にお願いします。そして、町長にもお願いします。こうお伺いしていると、回答に対してかなり思いの部分が入っております。これはやめてください。事実確認の説明ということで、シンプルにいきたいと思います。時間がない中で、私どもも今回昼までというふうな中で、

時間を区切ってやっていますので、皆さん御協力をお願いいたします。

それでは、これからの進め方について説明いたします。今、議題1、文化センターESCO事業の①、②が終了いたしました。②承認第4号専決処分、このうちの1、専決処分、2が請負契約と設計委託契約、これについて1時間、11時20分までにはこの質疑を一切終わらせていただきます。そして、それが終わった後に、総括的な、一連でずっと4項目について質問させていただいて、それをトータル的に伺った中で、質問があればもう一度お受けいたします。そこまでを町長、副町長、おつき合いをお願いいたします。

それと、先ほど休憩時間中に要望があったんですけども、細かいことで担当職員の説明を町長、副町長が退室したら5分、10分ほどお願いしたいという要望がありました。これについては文書で出してないんですけども、口頭で恐縮なんですけども、遠藤課長と小野主査の出席についてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。書記の加藤氏から、11時以降ですね、20分までに終わってしまう可能性もあるんでね、11時以降、待機していただきたいと思います。お伝えください。来る前に、必要な書類があるようでしたら、私が確認して持ってきていただくように説明いたします。では、そのようなことで進行させていただきますので、よろしく申し上げます。

では、議題2、承認4号専決処分について、①同様議題です。これについて質問のある方、挙手をお願いいたします。

井上委員 町長、副町長に対する質問の前にですね、県庁市町村課を訪問して専決処分の妥当性についての内容を口頭で説明をしたということに対する文書というのは、提出されているんですか。

委員長 もらってますよ。資料の4です。参考資料4です。前回お受けしてます。11月12日の日に井上議員が欠席されたときに、この件に関して報告ということで、口頭でありました。それについては私のほうから文書で提出してくれという要望を出して、前回11月21日、その配付資料の中の参考資料4でおさまっております。御確認ください。

6番議員については確認していただいている間に、時間もたいたないので、専決処分4号、これについての質疑をほかの方、いかがでしょうか。

井 上 委 員　それではですね、専決処分の関係でですね、お聞きしたいと思います。この専決処分の中で、この文書の中でもですね、4つの理由という形ですが、緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるということ。という回答があったというふうに思います。それとですね、町長の説明した内容の中では、緊急を要するというところの回答が少し違っていたように思います。ここで再度ですね、専決処分をしたことによる地方自治法の中で規定をされている4つの理由の中で、なぜその理由をもってして専決処分を行ったのかを確認をしたいと思います。お願いします。

町 長　緊急の理由ですね。ずは議会が開くいとまがない、要は最後の最後までに、議会を開催していただくというようなことで、私たちとしては全力を尽くしてたということであります。要は9月30日までに議決が欲しかったので。そういった面で、もう時間がないから、そこで議決をさせていただいたということになります。予算の話ですけどね。

井 上 委 員　その3日だか4日後に、10月3日ですね、にもう臨時会が開かれるということは承知だったと思います。であればですね、その時点で、一旦廃案となるわけですけれども、そこで再上程ということは念頭になかったでしょうか。

町 長　ありませんでした。

井 上 委 員　なぜなかったでしょうか。9月30日の17時までですよ。もうそこでは3日か4日の期間しか存在しないわけで、なぜなかったんでしょうか。

町 長　上程をした議会が、その前の議会だったので、その間で決める必要があると私は思ったので。30日までに答えを私が決断したということになります。

井 上 委 員　それと、先ほど緊急を要するということの整合性がとれないと思いますが、いかがでしょうか。

町 長　当然、補助金をいただきたいという思いと、先ほど齋藤議員の言われたように、早くやらなければいけないということがあったので、先ほど話をした、話をした内容と、その話とが幾つか積み重なって、30日にやりました。

井 上 委 員　30日にやったのはわかってるんですけども、それをですね、9月3日にもう臨時議会が開催をされるということが当然、もう9月30日の時点では御理解をしていた…あ、10月3日ですね。10月3日の初議会については、9月30日の

時点ではもう十分承知をしていたと思います。なのに、緊急を要するというこの理由づけで専決処分をしたということは、そこで3日ないし4日、9月30日を除けばですね、その間でも2日待てば、その次の日にはもう議会が開催されるということであるのは、補助金の申請等でいとまがないということであればですね、実際にそこでの補助金の申請というのは、もう少し後だったというふうにも思いますが、その専決処分の理由としては適当ではないかなと。緊急を要するということと、9月30日で専決処分をしてしまった、10月3日を待たなかったということの理由にはですね、ちょっと厳しいかなと思いますが、何かありましたらお願いをいたします。

町 長 まずもってはですね、補助金申請…補助金は申請はするわけなんですけれども、プロポーザルで企業が決まって、決まった企業との折衝の中で、当初は9月8日までには答えをいただきたいということでした。しかし、そういう状況じゃなかったんで、9月20日までということでお話をさせていただきました。それでも最終的に議会が開催ができないということがあったので、9月30日まで来ましたが、この時点で専決処分をして、予算を執行しながらやらなければいけない。あと一つはですね、10月の3日、初日。初日に、私はこういうふうにとちょっと担当から聞いたんですけれども、初議会でこういった改めて検討していただく議案を出すということは、今までないという話があって、であれば、専決した内容も、もうちょっと後にすればいいのかなというふうに思っていましたけれども、専決した内容は次の臨時議会でどういう状況であっても、臨時議会に提出をするというふうなのが望ましいと、しなければならないという文言があったので、結果的に10月3日の臨時会に承認という形で出すような格好になったということで、その話を聞いたので、もうそれだったら、またさらに延びれば延びるほど補助金を使って事業ができないという判断になりましたから、そういう判断をしたと。

委 員 長 専決処分4号、ほかにごさいませんか。ないようですので、打ち切らせていただきます。

次に、最後の議題です。②工事請負契約と設計委託契約について。これについて質疑を行います。

井上委員 契約、工事請負契約の締結に伴ってですね、プロポーザルの選考委員会または入札指名審査…指名選考委員会があったということで、その中でですね、入札指名選考委員会の議事録を見させていただきましたが、この中にプロポーザルの選考委員会と同様に、事業単価、人件費を見直したいという意見があったということですが、実際そのままですね。結果書が出され、契約締結に至ったということですが、副町長はですね、そういう積算の関係もですね、十分御存じだという立場の中で、なぜそういった意見もあるのにもかかわらず、そのままですね、入札指名が行われたのか。結果書として選考をし、報告をされたのかをお伺いをしたいと思います。

副町長 ちょっと確認をさせていただきます。今、井上議員さんのですね、附帯意見ですかね、これは審査会…選定委員会、プロポーザルの選定委員会の附帯意見があるにもかかわらず、指名選考委員会に通したというところでよろしいですか。

まず、指名選考委員会というところでございます。これは以前にもですね、前回もお話をさせていただきましたが、この業者さんで確かに選定委員会ではそのような附帯意見もつけて最優秀提案者というふうに決まったというところがまず一つあります。それを受けて、指名選考委員会では、まず一つとしてはですね、その審査を重んじたというところが一つあります。審査結果を重んじたということが一つあります。それと、審査委員会ではですね、この業者がですね、こういう事業を実行できるかというところを審査してございます。これは、じゃあ何が一番かという、やはり実績というところをですね、確認をさせていただいた中で、この業者であればこの事業を実施できるだろうという結論をつけましてですね、その事業者と決定させていただくというところでございます。以上です。

井上委員 プロポーザル選考委員会の時点ではですね、かなり、先ほども補助対象事業費がですね、推移をしていたという説明もありましたので、そういった単価とかの見直しが行われてきていたのかなという理解はありますが、ここで契約ですね、1億5,000万前後というふうな設計金額等をする中では、やはりその設計額の積み上げというものが重要だというふうに思いますが、その見積経

過報告とかですね、執行についても起案文書の中に設計書が載っていますが、その妥当性についてはですね、審議をされず、先ほどの単価、人件費等の問題、またはそれぞれの設計書の内容についてですね、指名選考委員会の中では問題とならなかったのか。それが妥当であるというふうに結果書が出されていますのでね、その設計書が妥当であるという判断を選考委員会として出されたというふうに理解しますが、そういったことでよろしいでしょうか。

副 町 長 業者の指名選考委員会については、その設計内容まではですね、審査をしてごさいません。その事業がですね、できる業者さんかどうかというところをですね、審査するという場でごさいますので、その審査についてはもう審査会、選定委員会のほうでですね、審議しているというふうに受けて、指名選考委員会ではですね、この業者がその事業をできるか、そういうところを審査したというふうに、内容になっています。

井 上 委 員 員 ただ、やはり適正なですね、契約価格ということを念頭に置いたですね、指名選考であるべきだというふうに考えますが、じゃあそこについては指名選考委員会においてはですね、設計内容、見積もり内容の評価はされなかったということでしょうか。

副 町 長 その内容については審議はしておりません。

井 上 委 員 員 指名選考委員会のほうでは、その内容について精査をしないということであれば、執行伺の時点でですね、それは審査を…審査といいますか、執行伺の時点で内容をですね、精査するべきだというふうに考えればいいですか。

副 町 長 通常ですね、執行をするにはですね、通常であれば予算の範囲内で執行をさせていただいていますので、その提案があつて、協議を重ねて、数字、補正予算を提示させていただいた額以内のですね、執行がされているということであればですね、私どもはその時点では、執行する時点では適正な額で執行されているというふうに判断はしております。

井 上 委 員 員 いや、執行伺ですね。まだ執行する前の段階で、ここで令和元年9月30日起案の文書があつて、これからですね、町民文化センターE S C O事業をですね、執行をするという執行伺がありまして、その中に設計書が入っているわけですね。だから、その時点でこの事業をそれまで見積徴収等を行って、プロポーザ

ルの選考等でですね、調整をしていたという先ほど説明がありましたけれども、ここでですね、執行伺の決裁を取り、指名選考委員会へ推薦依頼書を提出するという形の書類がここにございます。この時点でですね、設計内容について、当然副町長、町長ともですね、印鑑を押してございますけれども、その時点で判断をするべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

副町長 先ほど町長のほうからも説明がありましたが、その執行伺を出す前、補正予算に向かってですね、ずっと業者と協議をしてきたわけなんですね。それで補正を、1億5,000というところで補正をさせていただいたという経緯がございます。それを踏まえてですね、その設計書ができているというふうに私は判断しておりますので、執行伺の中でそのときはですね、その時点ではその適正な執行があったというふうに判断して決裁はしております。

井上委員 ちょっと今のところ、よくわからなかったんですけども。補正予算でも検討してあるから、執行伺は特に設計内容については精査してないよという理解でよろしいんですか。

副町長 金額はですよ、一応決まりましたよね、補正予算を出させていただいた。その中で設計をつくって、その以外の中で設計をつくってますので、当然担当課としては、その設計内容を吟味してそのような確認してですね、設計書をつくっているというふうに私は考えております。

井上委員 了解しました。

委員長 ほかに何か質問ありますか。

工事請負契約と設計委託契約、これに関していかがですか。ほかの委員の方、どうでしょう。

それでは、これについても打ち切ってよろしいでしょうか。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

では、今までの議題、大きい(1)の2点、大きい(2)の2点、全て終わりました。これについて、まず議長、オブザーバーでずっとお座りで、いろいろあるかと思うんですけど、議長からまず何かありましたら御発言をお願いいたします。

議長 どうも皆さんお疲れさまです。話聞いてましてですね、総体的に町長のほう

から以前、見える化、あるいは説明責任というふうな言葉、よく聞いたことがあるんですけど、今回に限ってはこの2点がですね、ちょっと欠如していたのかなというふうな思いでいます。大体そんなところですよ。以上です。

委員長 それでは、あとは委員の方にお諮りします。今のこの議題1、2、全部で4項目について一通り終わったんですけども、これについて総括的に、または質問し忘れたということがあれば、時間ありますので受け付けます。

なしでよろしいでしょうか。それでは、私、今までこの進行役をしていた関係で、質問については控えさせていただきました。皆様の質問が終わりましたので、私のほうから疑問点について何点かお伺いしたいと思います。

これから質問する内容については、10月の21日、仮契約の承認、仮契約の工事請負契約の承認の際に事業提案審査委員会ですか、この委員長を務められました副町長にプロポーザル方式についてお伺いしています。また、町長についても、契約関係についてお伺いしています。これについてはほかの方の時間もあつたので、若干遠慮した関係で、全て聞き終わってないので、このことについて補填ということで聞かさせていただきます。

まず初めに副町長にお伺いいたします。まず1点目として、プロポーザルの原則論として、多数の応募者が競い、今回の設計業務に関して設計体制、実施方法、プロジェクト、こういったものに関する技術提案、コンペと違って作品ではなく、その事業者を選定する。人を選定するというふうにプロポーザルは私、理解しております。そのような中で、例えばESCOについては、ESCOマネジメント推進協議会、これ、一般社団法人であるんですけども、そこでESCOに精通した業者、31者が会員登録しています。そういった業者に呼びかけなかったということなんですけれども、この理由について、まず1点お伺いします。

副町長 これはやはりですね、公募型というふうにさせていただいたというのが一つの大きな理由です。やはり公募というんですね、誰でも応募ができるといった形でのですね、応募でしたので、その時点では何者手を挙げてくれるかというのは一切わかりませんが、やはり公募させていただいたということで、公平性は保っているというところで、呼びかけはしていなかったというところで

ございます。

委員長 今の質問に対して再質問です。確かに入り口論はわかります。ただ、結果として1者しか来なかった。それで私、募集要項、読ませていただいたんですけども、当然副町長も御存じだと思うんですけど、募集要項では最優秀提案者、決定しまして、その次に優秀提案者ということで、何者かあった場合は順位をつけるというふうに記載されています。次点を、その中で次点を決めると。それで協議をしているときに、最優秀提案者が万が一、手を下げた場合に、次点の優秀提案者が入る、それにかわって行うというふうな内規があります。結果的に1者でした。ですから、最優秀提案者が合格点数にいくかどうか。そのような中で、先ほど町長が言われましたね、公募の時点で競争が始まっている。公募に参加しないという企業判断そのもので競争原理が働いているという一方の理屈はありますけれども、要項で数者を選定してもやるんだというふうな要項になっている。これについては矛盾していると思いますが、いかがでしょうか。

副町長 その呼びかけというところはですね、町側の判断ですけれども、結果として1者であったから呼びかけるのか、要するにどこの時点で呼びかけるのかというところもあるんですけども、やはり何度も繰り返しになって申しわけないんですけども、やはり公募というところを重んじさせていただいたというところでございます。1者としてわかったというのは、締め切りで初めて1者というところの結果が出たという、あくまでも結果でありまして、またその1者であるから、自動的にそこと契約ができるかというところは、これはまた別の話です。審査もしなければならぬし、また審査の後、提案者として選定しても、その後にですね、協議を重ねながら、最終的に契約をするかというところもございますので、そういう手順を踏んでいるのであれば、慎重な選定ができるのではないかというふうにも考えますので、その時点ではですね、呼びかけるというところまでは考えておりませんでした。

委員長 もう一度申し上げます。多数の応募者が競って、その業者が提案したものを提案審査委員会でよしあしを決めると。これがやはりプロポーザルの入り口論だと私は思っています。それが1者しかなされなかった。前回、初めのころに

事務局にこの関係をお伺いしたときに、町長も同席されていたと思うんですけど、一つは時間がなかったというのが1点です。あと、1者でだめというふうに要項では書いてなかった。これ、例外の理論なんですよね。やはり原則論としては、多数の応募者で、いいものを選ぶというふうに私は思っていますけれども、これについてももう一度回答をお願いいたします。

副町長 おっしゃることも十分わかります。私どももですね、数者提案をしていただけるのではないかという気持ちは持っていました。これをですね、締め切りの日には1者とわかったということで、時間が無いというのは、またそれからですね、改めて再募集しなければならないかなと、規則的に。というところもございまして、またその事務手続という時間が要されてくるんじゃないかというところが、時間が、そのときの時間はないというところが一つ。手続をもう一度やらなければならないかなというところが一つあります。

そういった中でですね、やはり1者という結果をですね、もともと慎重に審査をさせていただいたというところがございます。

委員長 ありがとうございます。私を含めて議員全体の考えとして、やはり1者でそのままずっと走ってしまったということで、やっぱり入り口論、これがもう少し複数業者、例えば松田小学校がいい例ですよね。何者かあって、しっかりした審査をして選ばれたという手法と比べると、少し特異性であるのかなというふうに感じまして質問させていただきました。

次に、2点目です。国土交通省の建築設計プロポーザル。官庁型、官庁バージョンでいきますと、プロポーザルの準備ができた。それで募集するときには告示をせよと。公示行為、手続の開始の公示行為、プロポーザルをしますよと。うちの町で言えば松告第何号、プロポーザルでこういうことをしますよということで、募集要項とかその趣旨をやったものを告示しなければならない。これが提出された書類の中で見当たらないんですけども、これについてどういう取り計らいをされたのか。行ったか行わなかったか。それについて回答をお願いします。告示をしたかしないか。したとしたら日付をお願いします。

副町長 告示じゃないですね。うちは公募というところが最初に皆さんにお知らせしたというふうに…。

委員長 要するに告示はしなかったということで、よろしいですね。公示と告示は同じです。ですから、公募のときに、松第何号であそこの公示板に告示をされたかどうか。受付番号が多分あると思います。そのことをちょっと確認してください。これは保留にします。

次に3点目です。いいですか、副町長。審査員8名で提案審査委員会が組織されてます。そのうち特別職が副町長と教育長、残りの管理職6名、そのうち1名が土木専門職、あと残りが事務職だと思います。松田小学校をやっているときは、設計士さんやいろいろな学識経験者が入ってます。近隣の事例でも、やはり設計者ないし建物の目的によって、それなりの専門職の人が入って選考されてます。建築主事を置かない役所、小田原あたりはもう直接建築主事を置いて専門的な能力のある人がいるんですけども、一般論としては役場だとか小さい役所については、それなりの設計士、建築主事レベルの職員が少ないということで、学識経験者に今回やはり専門職、設計士でも特に設備、電気設備、空調設備、こういった方を入れて審査をするということが私は必要ではなかったのかなと。これを事務職の職員と土木職、要するに専門家がないという失礼ですけども、精通する者がいないと思います。私も元職員であったから、委員のメンバーを見てそういうふうに感じました。このことに関して、専門職を入れなかった理由、これについてお願いいたします。

副町長 委員長さんおっしゃるように、どの審査会でもですね、専門職というのは入れたのが私もよいかなど。これは個人的に思います。これは確かです。ただ、この件につきましてもですね、まずスケジュール的にですね、非常に、専門職、依頼する時間がですね、足りなかったかなというところがあります。一つにはですね、これは正式にオファーをしたのではないですけども、情報として、この時期にやりたいんですけどもというところで、県の専門的な職員のところを正式ではありません。情報としてですね、このくらいの時期にできないかなという情報は、調整はさせていただいております。やはり時間が足りなくてですね、その辺の調整は難しいということはございました。私のほうもですね、この審査会のメンバーを見た中に、先ほど言いました設計的についてはですね、土木職が1人。あと財政的などところで政策推進課長、また環境というところで

は環境上下水道課長といったところをピックアップさせていただいたというところがございます。ですから、専門職についてですね、最初からゼロという考えではなくて、やはり特に電気関係をですね、精通されている方、誰かいないかというところで、下調べといたら失礼ですけども、ちょっとそのような調整はさせていただいたことはありました。ただ、それが実現に至らなかったところはございます。以上です。

委員長 再質問です。県職に働きかけたけれども、相談に乗ってほしいと、または審査委員に入ってほしいということだったんだけど、時間の関係でお断りされたと、打診はしたけどだめだったと。あともう一つ、設備関係。それについて今、何か投げかけたようだったけどだめなように聞こえたんですけど、もう少し詳しく説明してください。

副町長 それですから、今の県のほうの…。

委員長 県のほうの設備関係。

副町長 それは口頭です。

委員長 そういったことと、時間がなかったと。私、個人的にやはり最終的に1億5,000万ですか、当初は2億6,000万ですよ。やっぱりある程度の額が想定されたので、やはりここに専門職が入るべきだったというふうに感じました。それで質問させていただきました。

次に4点目です。公平性・透明性を担保するため、評価項目ごとに採点して、300満点中150点を最低合格点としたという説明を本会議でも委員会でも受けています。一方で、国土交通省のプロポーザルの手引きでは、公共事業の元締めのようなので、それで調べてみると、関東整備局営繕部計画課、公共相談窓口というのがあります。ここでは合格ラインが70%ぐらいを見ているというふうな話をお伺いしました。松田町は50%、国は70%という判断なんですけれども、この判断の違いについて御回答をお願いします。合格ラインが50%の根拠ですね。

副町長 以前もちょっとお答えさせていただきましたが、1項目ずつの点数配分を見ますとですね、ちょうど平均が2から3点ぐらいが平均になっているというところがございます。それをトータルして50%いけば平均以上であろうというの

が審査会での意見が多数でしたので、それに決めさせていただいています。ですから、国土交通省に倣ったというところはございません。あくまでも審査会の中で決めさせていただいた基準でございます。

委員長 はい、ありがとうございます。次に5点目として、委員長御存じのように4月26日、審査委員会が開催されました。このときに今のお話の1者の方、170点で最優秀提案者になりました。このときの議事録を見せていただきました。その内容が、業者とのプレゼンのやりとり、初めに点数の設定ありましたよね。何点で合格にしようかという。そういう設定の中で半分の150点で合格だよと。その後に業者からのプレゼン、これを30分以内でということを受けて、それで委員の方がやりとりしてます。業者退室後にプレゼンに対する意見交換、これも行っています。その後は最終的に2件の附帯意見、設計単価の見直しだとか退避所、これについて附帯意見をつけて町長に5月7日付で選考委員会として最優秀提案者選定を通知しているという流れになってます。

この中で一番私疑問に思ってるのが、選考のやりとり。確かに点数表がありましたからわかります。議事録の中で、その選考のときの採点をどういうふうにしたのか。採点に関する内容の記録が一切ございません。その一番大切な記録が残っていない。総括表はあるんですけども、170点という根拠の、1人欠席でしたから、1番から7番までですよ。それはあると思うんだけど、議論した内容はない。どうしてこの方がこうなったんだという、また1項目ごとに何かお諮りして調整した記録がない。一番大事なのが、採点の総括表はあるんだけど、個々の採点表がないんですよ。記録もない。採点表もない。これについてどういう審査をされたのか。このことについてお答えください。

副町長 一般的にですね、採点のところは非公開となっております。それはどの審査会も。各委員さんがですね、各項目について一人ひとり採点はしております。採点の各項目がございますので、それに伴って各委員さんが一人ひとり採点をしていただいて、それをもとに集計した中で、7で割ったところで平均点というところが結果の170点になっているというところがございます。ですから、これについてはですね、各委員さんがしっかりと審査をしていただいて、点数をつけていただいたというところで、審査会の中では理解をしているところで

す。それに伴ってですね、全体的に点数ではあらわれないところ、この辺を意見としてつけていきたいというところで、この2点について附帯意見としてつけさせていただいたというような形でございます。

委員長 初めの各自の採点は非公開というのはわかりました。それはオーケーです。あともう1点、その採点、要するに一番これ大事な問題だと思うんです。採点をするときの4項目、環境面が1つ目ですよ。財政面が2つ目、技術面が3つ目、総合が4つ目となっています。これの中で詳細項目が全部で18項目あるんですよ。4項目をずっと1個1個入れていくと、環境面で3項目、財政面で4項目、技術面で7項目、総合で4項目、それについて点数をつけて積み上げになっています。これを皆さん、じゃあ勝手につけてくださいとやったのか、一つ一つ議論しながら、これについてどうですかねというふうに審査されたのか。その辺について記録が何もないので、どういう審査をされたのか。これ、ナーバスな問題なので、丁寧にお答えください。

副町長 審査のやり方は、当日提案説明を受けて、おのおの審査委員から質疑応答します。その後、一人ひとり、1項目ずつ委員で協議するのではなくて、各委員の中で評価をしていただいて、一人ひとり審査をしていただいたという形です。

委員長 それでは、プライバシーというか、非公開の面ありますので、各自が、Aさん、Bさんで審査委員7名いますよね。こういう審査表だと思うんですよ。その空をいただけますか。点数の入っていないもの。

副町長 同じ、この募集要項の一番最後の。

委員長 それを使ったということ。はい、わかりました。次にですね、関連です。先ほどお話ししたように、環境面、財政面、技術面、総合面で実施したと。②の財政面というところ、その表で見ていただくと、工事費用の算出の妥当性、これについて事業者提案では2億6,000万プレゼンでありましたよね。これに関して、業者のやりとりでは一切この工事費用について議論されてないんですよ。一番大事な問題ですよ。エコ問題とか、そういうエコの考え方はいろいろ議論された議事録はあるんですけども、どうしてそういう工事費用について、役所にとっては一番大事なことで、町長も努力されて2億6,000万から1億5,000万まで下げられたということです。この工事費用について、議論は余

りされてないのに点数が入ってるんですけども、これについてはいかがでしょうか。

副 町 長 私のところでは議論がされなかったというのは、委員さんのほうからですね、意見が出なかったんでしょうけれども、やはり議論…妥当性という中で、当時はですよ、この時点ではやはり概数的な工事費であろうというのをまず私は判断しております。というのはですね、設計はこれが、それ以降の仕事になりますので、概数的な設計額だろうというところがございます。

また、このですね、算出の中でですね、工事費というところも確かに大事な部分ではございます。ですから、附帯要件の中で、実施に当たっては市場単価ですとか、その辺のしっかりした積算をお願いしますというところで、附帯をさせていただいたというところがございます。

あと、委員さんについてはですね、そのようなお一人お一人のですね、意見は聞いてございません。私がちょっとここで話するのはできませんけれども、私の中ではですね、まず概算、概数の設計というところがございますので、また今後、先ほど言いました協議等も重ねていくというところがございますので、特にここを抽出して重点だというところではなく、全体的な中での採点とさせていただきます。

委 員 長 ありがとうございます。それでは最後に、今の採点と全く同じの4番、そちらも控えあると思うんですが、4番の総合面、その⑩を見ていただきたいと思います。他者にはない創造性、魅力的な提案、これ、このまま受けますと、何者か来た中で、この業者はいいよ、この業者はちょっと点数低いよ。この業者はもっと低いよという、そういう比較した中での創造性、魅力的な提案がされたというふうな考えだと思います。今回は、1者しかないんだから、比較されてないはずですよ。その辺についてどうですか、1者しかないから、この提案は比較されてないと思いますが、いかがですか。

副 町 長 そうですね、この辺はですね、他者にはないというところでは、まず比較ができておりません。

委 員 長 ですから、そうするとここには点数はつかないという解釈でよろしいですね。点数は、ここには入らない。

副町長　それですね、つかないではなくて、各委員さん、私に限って言いますとですね、その大きなような点数はつけてないと思います。というのは、比較できないというところがございましたから。

委員長　そうです、そう思います。ところが、ところがです、これ、点数表が審査委員会の議事録についております。読み上げます。他者にはない創造性、魅力的な提案、特にすぐれている5点、かなりすぐれている3点、すぐれている2点、提示条件を満たす程度ということで、その点数が皆さん入ってます。順番に委員1から7までを読みますと、1、1、3、2、3、2、3、点数が入ってます。これはどういったことでしょうか。1者しかないのに、他者との比較に点数が入っている。逆に、これを入れると150点割るかどうか、その辺もちょっと疑問に思っているんですけど、その2点についてお伺いいたします。

副町長　田代委員長がおっしゃるようなことがありましたけれども、そこについてはですね、その他者…比較はできないんですけども、どのような魅力的な、また独創的なところがというところの判断です。要するに比較はできないんですけども、その業者さんが、提案者がどれだけのものを持っているかというところで、各委員が判断したというふうに考えています。

委員長　今の回答、私は理解できませんけど、これで打ち切りたいと思います。副町長、長い質問で、ありがとうございました。

次に町長にお伺いいたします。仮契約のときの承認…締結に関しての議題のとき、10月21日ですか、本会議で、プロポーザルで2億6,000万で入ったのを一生懸命1億5,000万にされたというふうな説明されました。このときに私、質問したのが、随意契約の考えで、時価よりも著しく安い値段でできるというふうなことで、1億5,000万が例えば1億3,500万とか1億4,000万ぐらいに落ちれば、これ、個人的な見解なんですけども、プロポーザルの手法が、入り口ではがたがたしたけども、結果的に入札して安くできたんだよというふうなことで質問したときに、2億6,000万から1億5,000万まで落とされたというふうな話で、それはチャーを少なくしたりだとか、単価の見直しをされたと。そのような中で1億5,000万少々が設計額になったと思います。それに対して入札した額が1億、例えば3,000万とか3,500万とか、著しく落ちると、私はこの間

題、すごいすっきりしたなって感じなんですけども、その件に関していかがでしょうか。

町長 おっしゃるとおりですけど、まずプロポーザルという一つの方法でいきますと、まずはコンペと違うやり方なので、まずはここ、このあたりで決めなきゃいけない時期が来るのもありますし、当然金額的な面に関しましては、さきにご話をしたような格好で決めさせていただいたということがあります。ですから、ここらも同じ話になっちゃいますけども、これから業者が最終的に今の現状で決まって、この金額で私は全くもって満足はしてないです。まだまだ削れるところは十分あると思いますし、逆に見落としなんかないかなって、逆に思うところも当然あります。ですから、その辺を調整しながらPFIの建物も建ててきましたし、小学校も同じような手法で今現在進んでいますので、これも同じような感覚の中で、町民の負担をですね、1円でも減らす努力は当然これからもしていく予定で、そういったことを大前提に一応パートナー契約という形で、請負契約を結んでいくという状況ですから、御期待に沿えるように頑張っている途中です。

委員長 長 2億6,000万から1億5,000万に設計額を減らしてます。最終的に設計書、これはどういう形で作られたのですかね。要するに設計委託は外部発注してない。内部で作った設計書、それで入札行為をしています。それについての設計書です。どういうふうな形で作られたのか、御回答をお願いします。

町長 プロポーザルのこのやり方というのがですね、先ほどちょっと話でちょっと私補足しようかなと思ったんですけども、プロポーザルのやり方というのは、基本的に業者とパートナー的にお話をしながら、見積もりみたいな格好までもらうんですね。もらった見積もりを参考に、ほぼほぼ同額の金額をそこで入力をして…入力というか、ちゃんと記載をして、そこで見積徴収をするという流れが、これは正確なやり方なんです。それを、いやいや、もうちょっと100万ぐらい安くしろ、200万安くしろとって、じゃあ見積徴収しました。そこで業者が決まらなかったということがあるので、これは私、何年だったかな、環境省のプロポーザルのやり方の指針みたいなところに、金額をそういうふうにいじったばっかりに落ちないようなことがあるので、それは望ましくないとい

うふうなことが書いてあります。そこを見てですね、見てというか、今までも小学校が…、PFIも同じような格好の手法できてますから、ああ、なるほど合致するなということで、今回の業者さんの見積もりをそのまま添付しながらやっているということになります。

委員長 長 再確認させていただきますと、入札の際の設計書は2億6,000から順に順に交渉して落とした額。その見積もりをベースに行ったと。それでよろしいわけですね。

町長 長 はい。

委員長 長 はい、ありがとうございます。

それと、プロポーザルについて国土交通省の資料で見ますと、施工監理、これについては別発注のほうがいいだろうという、そういう指針があります。これについては、一括発注で全部出してるんで、恐らく契約をする国際エナジーだと思っんですけども、別途に施工監理は出す。外からチェックをする。そういう体制について、とられてないと思っんですけども、どのように対応されてるか。

町長 今の現状はですね、そういうこともなく、プロポーザルの中に設計監理、施工までということで今、パッケージで出しています。当然、そこに管理者というものが業者側にくっつくという形になると、我々としてはおかしな方向に行くんじゃないかということで管理はしていくんですけども、それを例えば外部にもし出すという形になると、別に予算がかかるかもわかりませんが、もしできるんだったら予算の範囲の中で、そういうことができるのであればですよ、対応を考えたいと思います。

委員長 長 町長ね、その辺がやっぱり公平性、公明という考えから言うと、やはり外部に監理のほうは任せたいというのが、説明しやすいと思っんですけども。何かもやもやとしたものがはっきりする。そういうことも考えられますし、まだ工期もありますし、変更契約も可能だと思っんですけども。これについて検討いただけないでしょうかね。

町長 長 あくまでも予算の範囲内で。今みたいな御意見もいただきながらですね。ただ…ただというか、そういうのもちょっと接続詞がおかしかったですけど、こ

ういういい仕事があるんですね。施工監理というところは、確かに会計検査の方々はそこまではちょっと見られないですね。写真と何とかでしかできないので、施工監理といったところでは今言われてるような格好も必要だと思いますし、あとお金の管理だとか、結果論というのは会計検査が恐らくこの事業に対して入ってくると思いますから、そのあたりで最終的に精査ができればなというふうに思ってます。いずれにしろ予算の範囲の中で、それは対応させていただきたいというふうに思います。

委員 長 いろいろまで検討いただけますかね。

町長 今、設計中なので、実際は来年にはという話ですから、今、その辺で今、お話いただいたばかりですから、最終的に幾らの金額で、今の事業だけができるかというのを把握して、そこから幾ら残るかによって、外注できるか外注できないのか。そこもまた判断しなきゃいけない。

委員 長 1月の下旬ぐらいまでにはいただけないでしょうかね。できる、できないで結構です。外の業者が設計できる、または予算的に無理だからできないと。1月16日に私ども委員会ですりまとめするんで、その前にお願いします。

町長 わかりました。

委員 長 1月15日までということで、どうですかね。

町長 プロポーザルというセットの中で、それを要は外して多少減額ができて、そのお金をこっちに、外部にできるかという話も、やはり一番初めはプロポーザルのセットの中に入っていたので、その中身も業者とよく話をして、あくまでも最終的には予算の範囲の中でやらなきゃいけないことだから。

委員 長 町長、よろしいですか。私が国土交通省のこのプロポーザルを読んだ中で、はっきり出てるんですね。施工監理は別途発注という言葉があるんですよ。先ほどもお話ししたように、もやもやがある程度それですっきりするのかなということ踏まえまして、ぜひそういったことで前向きに取り組んでいただけたらありがたいと思ってます。

最後に、長くて申しわけありません。20分が目安だったんですが、ちょっとだけオーバーさせてください。町長、今回の公募型プロポーザルに対して、費用対効果、いかに安く、いいものを、早くというふうな感じでお話しされてる

んですけど、それに間違いありませんよね。

町 長 はい。

委 員 長 よろしいですね。

町 長 はい。

委 員 長 プロポーザルいろいろネットで引っ張ったりとか、国土交通省のを見ると、1つは安ければいい。それではだめなんだよと。御存じのように人を選ぶ、業者を選ぶ、コンペじゃないよという中で、それなりの業者を選ぶと。それと、やはり初めは、アバウトな状態で入りますから、協議、協議で、すごい時間がかかるらしいんですよ。ですから、安くて早いという表現されたんですけども、私が調べた中ではその辺がちょっと食い違いあるんですけども、そのことについての回答をお願いします。

町 長 適正価格がどうかという話になろうかと思えますね。コンペとかというのは、確かに、今、だからちょっと少し小学校なんか、私、少し危惧しているところもあって、そうはなったらいけないという管理は、私の目で光らせてはいるんですけども、今現状はですね。ですから、その辺、言われるように、安ければいいというところは、当然ないです。そこは先ほど言う会計検査とか審査をしていく中で、これは著しく高い、著しく低かったら、多分採択されてないと思うんですよ。その辺は自負しているところもありますので。ただ、私たちがみんな見てとか感じて、これ、どう考えても労務費的にどうだとかという裏づけはこれから細かく出てきます。そこで過剰だとか、そういったものはやはりよくチェックをしなければいけないかなと思ってます。いずれにしろ町民の方々にそういった必要以上の負担はないようには、常に考えております。

委 員 長 では、今の町長の言葉を私なりに理解しますと、プロポーザルの適正単価、適正価格、それとあと工期、時間が短縮できるという話なんですけど、かなり協議を繰り返す。初めから金額が決まってないので、やはり積み上げていきますよね。ですから、時間はある程度かかるという解釈なんですけど、その辺はそういうことでよろしいですか。

町 長 必要な時間は必要な時間として、いろんな工事に対してあると思うんですけど、だから、皆さんたちが考えている、あの工事だったらこのくらいかかった

とかというのはあると思います。ですし、今回はE S C O事業で初めから一つのグループとして、意思の疎通ができる業者も決めています。いつもだったら、どこかの業者が決まって、そこから、じゃあ、決まったから探し始める。その時間も含めながらは一気に短縮できていて、企業体としての知恵が、施工と設計とあるような提案が今回もらっているなど思っています。そういった面では時間短縮ができる。というふうに考えてます。

委員長 どうもありがとうございました。それでは、私の質問を終わります。それに対して関連質問は、なしでよろしいですね。これで打ち切ってよろしいですね。

それでは副町長、先ほどの告示、これについて確認して、12時に終わりますから、そのころに御報告をください。事務局に提出していただければ結構です。

では、これで町長、副町長への質問について打ち切らせていただきます。どうも御苦労さまでした。退室をお願いします。

それでは井上委員、必要な種類を担当に持ってきてもらわないとまずいので…いいの。いらない。では、呼んでください。

暫時休憩に入ります。 (11時25分)

委員長 では、休憩を解いて再開いたします。 (11時32分)

遠藤課長ほか教育課の職員の方、本当に突然で申しわけないです。若干聞き落としたことがあるということで、質問させていただきます。よろしくお願ひします。井上委員、どうぞ。

井上委員 9月30日付のですね、小野さん起案の町民文化センターE S C O事業の執行についてという文書のコピーがあります。その中でですね、質問したいんですけども、この中に設計書がありまして、1億5,110万2,997円ということでの設計書がありまして、その下の印鑑を押す欄の設計のところですね、これ多分、ちょっと薄いのでわからないですけど、小野さんという印鑑が押してあると思うんですよ。これは小野さんが設計をされたということによろしいでしょうか。

委員長 その図書も見てもいいですよ。井上委員が持っている図書を…井上委員、見てもらってくださいよ。いいですか、それ、確認しなくて。勘違いあるといけないので、一回見たほうがいいでしょう。

井上委員 これ、薄いんで、わからないんだけど、これ何て。

施設管理係主査 私の印ですね。

委員長 いいですよ、慌てなくて。ゆっくり、落ち着いて教えてください。誰でも結構です。わかる人が挙手してください。

施設管理係主査 そちらの設計書につきましては、私が見積書を見て作成いたしました。以上でございます。

井上委員 見積書というのは、どの見積書ですか。

施設管理係主査 本申請の数字につきましては、たしか1億9,000万ぐらいで、違う数字になってございます。そちらのほうから事業費を減らしたものの見積もりを別途いただいておりますので、そちらのほうで作成させていただいております。その資料につきましては、恐らく提出はしてないと思います。以上です。

井上委員 ただ、これはですね、町民文化センターESCO事業のですね、執行の伺文書ですよ。写したと言われちゃうと、その後ちょっと何とも言えないんですけども、でも、この設計書というのは、これから契約をする上で基本的に精査をされて出てきたと思うんですけども、その内容について、小野さんなり教育課のほうの決裁権限のその後3名ですね、課長補佐、検算ということで印鑑が押してありますけれども、内容については精査をされたという理解でよろしいでしょうか。

教育課長 そのとおりでございます。

井上委員 私もほとんどですね、こういった関係は素人ですのでわからないんですけども、例えばですね、設計の内訳書の中で、モールモスコット変圧器とかと書いてあるんですね。これは何なんでしょう。

施設管理係主査 私は文化センターの今、電気室に変圧器が幾つか置いてあると思うんですが、それのかわりになるものだと理解しております。以上でございます。

井上委員 設計をする上では、実際にですね、細かい部分とかですね、あといろいろ予備品とかかなり書いてありますけれども、この設計書自体が、これからですね、入札の指名審査、入札を行う上での金額のよりどころになるわけですよ。ですので、その部分というのをですね、何らかの確証があるべきだというふうに考えます。それに伴って、それぞれの決裁権限の方が判を押していると思い

ますが、この取り扱いについて、どういうふうに考えますか。

委員 長 わからなければ、わからないで結構です。無理な回答は避けても構いません。そのとおり正直にお答えください。質問の意味わからなかったら、もう一度質問して結構ですから。

教育課 長 単価を出すために、根拠となるものが、はっきりしたものがないものを今後どういうふうにしていくか、そういうような…。

井上委員 ちょっと違うんです。もう一度言いますとですね、この執行伺というのは、これから入札の指名者の推薦とか、予定価格を決定していく上で根拠となる部分なので、この設計書の中の金額というものを正確な、適正な視点でやればですね、工事ができる。そういうふうに重要なものだとは私は思っています。教育課の方々もそういう認識の中で、設計書を確認し、つくり上げたという理解でよろしいでしょうか。

教育課 長 はい、そのとおりでございます。

委員 長 よろしいですか。

井上委員 結構です。

委員 長 お忙しい中を、御苦労さまでした。これで質問を終わります。退室していただいて結構です。御苦労さまでした。

(教育課職員 退室)

それでは、議題の(3)今後の日程についてに移らせていただきます。事務局、資料を配付してください。傍聴人にも配付してください。

(資 料 配 付)

それでは、皆様にお諮りします。これは私と副委員長で、ある程度考えたものです。どういうことかといいますと、設計については、かなり専門性もあるので、わかりにくいということで、以前、平野委員からそういったお話があったと思います。判断ちょっとしにくいと。それと、議長からは、そういったことであれば、神奈川県が、相談に乗っていただけるよと。そういった意見を承っています。これから次回に向けて、報告書を取りまとめる作業に移っていくのかなと感じます。そのときに、客観的な意見として、設計事務所に声をかけて調査をしていただけないか。我々の調査の限界なところを専門家に

行っていただけないかというふうに考えました。

資料を読ませていただくと、文化センターE S C O事業に関する調査について。このことについて、貴社の専門的な見識を伺うため、下記のとおり当該事業に関する調査と意見書を作成する意思の確認、それと委託料の見積もり提出についてをあわせて照会しますということです。これはあくまでも受けていただける業者がいるかどうか。それと、金額は幾らなのか。裏面を、次のページを見ていただきたいと思います。10月の3日に動議を出して、この調査委員会を立ち上げたときの一番下です。関係経費10万ということで、その中でどこまでできるかという受け皿をね、模索いたしました。きのうの講師の先生には、半日当ということで、4,400円出てます。したがって9万5,000円が限度ということで、お金がない中で、どうなのかなということで、調査内容については、今現在、皆さんが疑問に思っていること、今まで出たことです。きょうも(1)については私、かなり質問させてもらったんですけども、プロポーザル事業者の応募と最優秀提案者の決定に関する事項。それと、次が最優秀提案者との協議による事業費見積額の推移。これが4番委員からお話のあった2億6,000万から1億5,000万まで下がっていった。それについては業者と協議して動いていった。その額がどうなのか。これについては私のほうではできませんという、そういう回答をいただいています。その辺に関するものです。それと、あとは最後の工事発注に伴う設計図書及び契約書に関する事項、これが設計委託の関係だとか、発注のやり方がどうだったんだろうかということ調査内容にしています。

照会内容については大体1カ月ぐらい。それで、その期間の中で受託していただけるかどうか。見積もりについては、設計士の報酬については国土交通省告示第15号、これで明確にうたわれています。これに対して積算してくださいよということで、11月の29日に出させていただきました。これについては議長さんにも承知していただいて、議長名で依頼させていただきました。その結果、きのう来た内容です。神奈川県については、もう過ぎてしまったものはできない。事前相談であればのるけれども、結果についてはできない。あと3者について、松田町で公共事業の実績のある業者、それを選びました。1者が、この

庁舎をつくった設計所です。設計所の名前は、まだ決定してないので、勘弁してください。もう1者が、学校関係の設計をして実績のある業者です。最後の業者が、PFI住宅、松田の公共工事。それをやった業者。その3者に出そうということで、再度協議したんですけれども、1者については現在、松田小学校の設計に携わっているということで、町の仕事を受けている業者だから、よしたほうがいいということで、結果的に2者に照会させていただきました。それで、2者とも受けてもいいよと。ただし、金額が税抜き23万と21万です。

皆様にここでお諮りしたいのが、この調査を出していいかどうかというのがまず1点です。2点目に、費用の関係で、10万ということで認められているんですけど、これを再度出して多くするのか、それとも調査項目をね、漠然としているので、細かいことがわからないと書いてあるんですよ。設計業者からは、詳細資料不明のため、明確な金額が出せない。もう少し詳細なことで絞ってくれば検討する。そういう内容で来ています。したがって、私のほうでは、1つは時間がないので、9万5,000円の中でどこまでやっていただけるか、すごい荒っぽいんですけど、それで回答をどこまでいただけるかということで、調整させていただいて、よろしければ1月の15日までに設計事務所の意見書的なものをいただくと、きのう勉強会で発言があった内容、講師からいただいた内容、設計事務所からいただいた内容、我々が議論していろいろ調査した内容、そういったものを総合した中で、報告書が作成できるのではないかとということで、皆様にお諮りしたいのです。9万5,000円の範囲内で、ある程度内容を絞ってお願いして、受けていただけたら、それで行うと。この件に関しては、進行状況によって副委員長または正・副議長、議運の委員長に相談するかもしれませんが、そのようなことで進めさせていただくと、このような手法で行ってよろしいかどうか、お諮りします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

大 舘 委 員 確かに予算の限りがあるということですけども、議員会か何かの負担もふやして、もう少し詳細なものが調べられれば、そのほうがいいのかなというの、ある程度、余りにもアバウト過ぎると、結果として無駄になっちゃうわけじゃないですか。負担については、皆さんの懐をちょっとお借りしたりとか、そう

ということも考えながら、極力詳しくというか、そのほうがいいのかなどという。勝手な意見でございますけど。

委員長 前向きな御意見、ありがとうございます。今、皆さんの懐とありましたけど、これについては政務活動費をどうするかというのが1点あると思うんですけども、財政に詳しい井上さん、どうですかね。10万円の調査費、それをオーバーしないと全部調査できないのではということで、その金の捻出について、何かいい知恵はないでしょうか。

先に事務局から、この10万については議長の交際費だとか、需用費とか、いろいろ余ったものをかき集めた額です。

井上委員 もう一回本会議の中で動議でさ、変更すればいいんじゃない。

委員長 それが一番正当な方法だよな。

平野委員 その出どころは、結局政務活動費でいいんですか。

委員長 違う違う、政務活動は別個。まるっきり別個。官費です。我々が個人で出すのではなくて、政務活動で出すんじゃなくて、残額を調査費に流用ということです。

井上委員 基本的には政務活動費は余らないんだよね。3月にならないとわからないけど。

大館委員 議会費の中からということ。

委員長 議会費の中で、委託料で正規に補正見る。動議で出して。補正で対応かな。

議会事務局長 質疑応答集でいきますと、動議で出した場合、予算が足りない場合は補正予算なんですけど、長のほうはその補正予算を通さなければいけないということはないので。

井上委員 残額はあるんでしょ。執行残は、ありそうなんですか。

議会事務局長 ないです。そんなにないです。

委員長 絞り込んで、10万が限度かなと。それで上げたんだよね。

平野委員 みんなで1万円ずつ出したら、政務活動費から。プラスすれば20万。

大館委員 きらきらフェスタの会費を値上げすればいいじゃん。

委員長 1つは、政務活動費で皆さん1万ずつ出すという、それはどうですかね。調査費で。

内 田 委 員 12万でしょう。

委 員 長 そう、12万。そうすると、できるわ。

内 田 委 員 何とか。

中 野 委 員 それでいいよ。

委 員 長 そうでしょうか。

中 野 委 員 それが一番きれいで。

大 舘 委 員 それこそ政務活動だ。

平 野 委 員 それであっても、これは変更しなきゃいけないでしょう。

委 員 長 個々に領収書をいただくと。どうですかね、局長。

井 上 委 員 それは多分使えない。やるんだったら、執行残にしていくかさ。

平 野 委 員 何で使えないの。

委 員 長 政務活動費の執行残にして、そのお金を回す。流用する。そうすると議会内部だから大丈夫だ。いろんなかき集めて10万と同じ理屈で。

平 野 委 員 それにしたって動議は変更しなきゃいけないとなったら、やっぱり本議会に出さなきゃいけないでしょ。

委 員 長 ですから、2つの手続があるんですよ。動議を変更して調査費を20万にする。それを新たに補正で組むには町長の今度は執行権があるので難しい。我々は政務活動費を1万残す。その残したのを流用する。新規の方は、1期の方は2万円しか使えません。我々は5万円ぐらい使えます。あとは1万円残す。それで流用。それが一番いいですかね。

井 上 委 員 9月までで退任された方の残はどのくらいあるの。

平 野 委 員 返しちゃったでしょ。

議 会 事 務 局 長 満額使っていれば満額使っていますから、半期分は。

井 上 委 員 使っているかどうかは、退任した方は、精算を出している。

議 会 事 務 局 長 いらっしゃいますよ。

井 上 委 員 それは幾らぐらい余ってるの。それを入れても10万なのかよ。

議 会 事 務 局 長 まだ先もありますので。

平 野 委 員 ここまでやってきた中で、先ほど委員長提案で、残額で済む範囲の調査でもいいのではないかという、それで私は賛成しますけれども。

委員長 2通りにしましょうか。相手があることなので、9万5,000円でやっていただく。または同意がいただければね。とても無理だよということであれば、政務活動費を皆さん1万円ずつ残して、その執行残を充当すると。手続については、いずれかでも、とにかく10万を超えたら無理ですから、これは再度、動議で最終日に出させていただきます。そのようなことで、22万の予算の範囲内で対応すると、このようなことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

あと、この件に関しては、私どもに、正・副委員長、あと正・副議長、議運の委員長にお任せいただきたいということで、よろしくお願いします。

それでは、最後に1月の16日の午前が全員協議会ですよね。午後E S C O事業の委員会を予定しております。一応このようなことで、よろしいですよね。前回全協でも調整しましたね。1月の16日(木曜日)、午後E S C O事業の委員会。このときからとりまとめにかかっていくと。できれば、間に合えば16日前までに設計業者から出していただくんですけども、ちょっと厳しいかなという感じもします。延びたら次の2月のときに報告書を、かなりよじめると思うので、その裏づけ資料として活用させていただくと。そのようなことで御理解をいただきたいと思います。それでは3番、今後の日程これでよろしいですね。

では、最後にその他ということで、何かあればお願いいたします。

内田委員 今の話、ごめんなさい。今、皆さんオーケーしたんだけど、ちょっと私の提案というかね。今回の設計書の単抜きありますね。単抜きを今言われた設計業者に見せて、これであなただったら幾らでというやり方も一つの方法かなとちょっと思うんですけど。

委員長 よろしいですか。打診はしました。単抜きの設計書だけではできないと言われてました。図面、仕様書、それがありません。いいですか。入札をするときに、業者に行ってるのは、設計書だけなんです。普通見積をするには、図面があって、平面図で、どういうふうに、どれをとってどういうふうにするのよと。要するに現状の図面に対して今回この工事でこういうふうに入れかえるんだと。あとは仕様書とか、そういったものがないと見積もりは、この設計が正しいか

どうか、できないというふうに言われてます。

内 田 委 員 員 　ごめんなさい。単抜きで、いろんな…。

井 上 委 員 員 　今回のこの見積もりだべ。

内 田 委 員 員 　委員長もね、大変だと思うんだけど、今回の見積もりを取るのに、私は単抜きだけで、中に全部載ってますね、いろんな品物の。それだけで金額を。

井 上 委 員 員 　そっちの話かよ。

委 員 長 　要するに、業者が入札したわけですよ。そのときの設計書を見て、正しいかどうかチェックしてもらおう。ちゃんとした設計書になってるかどうか。それが図面と、工事図面と仕様書と3点セットじゃないとわからないです。だから、その業者しかわからない設計書。だから、それはその回答でいいと思う。そういうふうに投げて。そうすると、そんな手間かからないんだから、その分は安くなるわけ。ところが、この業者は知らないから、正規にちゃんと見るので、設計書のチェックだよというのは、竹内局長からも言ってるわけですよ。

内 田 委 員 員 　なるほどね。わかりました。

委 員 長 　それはそれで、もうこういうことで、できないようだったら、それだったらその分、安くなるから。だから、それで9万5,000円であればいいのかな。それで足りなかったら、今の話、どうかな。いずれにしても、月曜日まで時間があるようでないやね。局長のほうは動議書をつくるだけだから。そうでもないか、口述書もつくるんで大変か。

平 野 委 員 員 　あした返事がなければ、もう土・日入っちゃったら。

議 会 事 務 局 長 　ここでは無理だと思いますけど。

委 員 長 　だから、10万を20万にする手続だけ。

議 会 事 務 局 長 　回答が来ないんじゃないですか。土・日なので…。

委 員 長 　いやいや、違うの。予算だけは見ていて、どうするかというのは、これから。

平 野 委 員 員 　議会費の中であれこれやるわけだから、それはいいんじゃない。(私語あり)

委 員 長 　時間12時です。お手数かかりますけど、よろしく願います。それでは、今のこの結論として、10万を22万に変更ということで、これを追加日程に入れていただくと。業者については、それで受けるか、または9万5,000円以下で受けるか。それはこれからの交渉ということで、ポケットだけはつくっておく。

ということで、お願いしたいと思います。

最後にその他ということで、何かありますか。

(「なし」の声あり)

なければ、これで終了といたします。傍聴人の方も、御苦労さまでした。

(12時00分)